

## 中国「化学物質環境管理命名規則（意見募集稿）」の通知

中国 生態環境部は、新規化学物質登記、既存化学物質リスト管理、化学物質環境リスクの評価と管理を通じた、環境管理における化学物質の名称（中文名称）の統一化を目的とした「化学物質環境管理命名規則（意見募集稿）」を作成、通知しました。2023年6月25日まで意見募集されています。

### 項目

1. 適用範囲
2. 規範とする引用文献
3. 用語と定義
4. 命名要求
  - 4.1 基本要求
  - 4.2 命名法の選定
  - 4.3 成分が確定している化学物質の命名（単一物質、多成分物質）
  - 4.4 成分が確定していない化学物質の命名（ポリマー、UVCB）

中文化学名称について、これまで中国化学会の命名原則が基準とされており、環境管理における命名基準がありませんでした。「化学物質環境管理命名規則」が制定されると、新規化学物質登記において本規則に従った命名が要求されますが、命名原則の内容に大きな変更はありません。

英文化学名称については、これまで IUPAC または CAS の命名原則に従って命名されており、今後も同様の名称が受け入れられる見込みです。

今回の規則が発行された場合、登記申請に大きな影響はないと思われませんが、成分が確定していない化学物質（ポリマー、UVCB）の登記では、実際の物質を全て含んだ正しい化学名称でないと、当局から補正要求が出されることがや、登記後に申請人から相談を受けることがあります。命名規則や中国申請に関して、ご不明な点やご相談がございましたら、弊社へお気軽にご連絡ください。

### 参考：

中国生態環境部 | 生態環境部標準「化学物質環境管理命名規範（意見募集稿）」通知

[https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202305/t20230505\\_1028994.html](https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202305/t20230505_1028994.html)

### ■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>